

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

原告ら代理人意見陳述要旨

(婚姻制度の目的について)

2022(令和4)年3月24日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 松田 亘 平

第1 はじめに

原告らはまず、婚姻制度の目的について主張・反論を行いました。

被告国は、第2準備書面において、「婚姻は、伝統的に生殖と密接に結びついて理解されており、男女間のものであることが前提とされてきた」と述べています。曖昧な表現を使っていますが、被告国の主張は、〈婚姻制度の目的は男女の生殖活動を保護することであり、生殖活動をなしえない法律上の同性カップルは、婚姻制度の保護に値しない〉という趣旨であると解されます。

しかし、被告国の主張は、完全に誤りです。

第2 婚姻制度の目的について

1 婚姻制度の目的は、男女の生殖活動の保護ではないこと

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第4回期日(20220324)提出の書面です。

まず、被告国の主張は、いわゆる旧民法を含む明治民法以来、一度も通説的地位を占めたことはありません。明治民法制定時、生殖能力がない男女の婚姻も有効であるかが論じられましたが、生殖能力は婚姻の要件ではない以上、当然に有効であるとの解釈が確立しました。

また、敗戦後に制定された新憲法は、24条1項において婚姻の自由を保障し、婚姻は「合意のみ」に基づいて成立すると宣言しました。これは、明治憲法下の家制度が、事実上、女性に後継ぎを産むよう強制したことへの反省を踏まえたものです。これにより、被告国の主張は、憲法上も成立の余地がなくなりました。

2 婚姻制度の目的は、当事者の親密関係の保護であること

では、婚姻制度の目的は何にあるのでしょうか。それは、当事者の親密な関係を保護することです。

明治民法制定時、婚姻の目的は「心の和合」や「終生の共同生活」にあるとされました。また、最高裁は、昭和62年、有責配偶者の離婚請求の可否が問題となった事件において、「婚姻の本質は、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにある」と判示しました（最高裁判所昭和62年9月2日判決民集41巻6号1423頁）。これらは、婚姻制度の目的が親密関係保護にあることを明らかにする趣旨です。

この解釈は、人々の意識にも合致します。特に現在では、ライフスタイルの多様化に伴い、結婚することと子どもを持つことは別のことである、という考えが広まりました。多くの方は、好きな人と一緒にいたいから結婚するのであり、子どもを持たない結婚に意味はないという考えは一般的ではありません。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 4 回期日(20220324)提出の書面です。

第 3 法律上の同性カップルを婚姻制度に包摂することは、憲法の命令 であること

このように、婚姻制度が親密関係の保護を目的としている以上、法律上の同性カップルの親密関係も保護されるはずですが、にもかかわらず、現在に至るまで、法律上の同性カップルの婚姻は認められていません。なぜでしょうか。

それは、明治民法時も、戦後の憲法制定時も、「異性愛規範」が社会全体に共有されていたからです。

「異性愛規範」とは、「異性愛」だけを自然・正常とし、同性愛を含むそれ以外の性愛を病理・不自然で異常なものあるいは未熟なものとする考え方です。法律上の同性をパートナーとすることは異常・病気と見なされ、婚姻制度に包摂されませんでした。

しかし、現在、「異性愛規範」は正当性と合理性を完全に失っています。性的指向・性自認の多様性が尊重され、同性に性愛を感じることや、割り当てられた性別とは異なる性自認を持つことは、かけがえのない個性の表れであると考えられています。

法律上の同性カップルの婚姻を求める声は、日に日に高まっています。各自治体では同性パートナーシップ制度が次々と制定され、各企業では同性カップルに異性カップルと同様の福利厚生を認める動きが活発になっています。司法においても、同性カップルに法的保護を保障しようとする判決（宇都宮地真岡支判令和元年 9 月 18 日及びその控訴審である東京高判令和 2 年 3 月 4 日）や、性自認に基づいた性別で社会生活を送る権利を認める判決（東京高判令和 3 年 5 月 27 日労経速 2463 号 3 頁）等がなされています。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 4 回期日(20220324)提出の書面です。

そして、昨年 3 月 17 日、札幌地裁は、法律上の同性カップルの婚姻を認めない現行民法・戸籍法は、憲法 14 条 1 項に違反するとの判断をしました。憲法が、法律上の同性カップルを婚姻制度に包摂するよう命じていることは、司法を含む社会の共通認識なのです。

第 4 おわりに

被告国の主張は、このような社会の変化、司法の変化から目を背けています。婚姻制度の目的が生殖保護にあるなどという見解は、法解釈としても、社会的事実としても、ありえないことは明らかです。

以上